

# 令和8年度 岩見沢市放課後児童クラブのしおり

市では、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後や学校長期休業期間などに児童館等を利用して、主体的なあそびや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る放課後児童クラブを実施しています。

学校	学年	活動場所・申し込み先	電話
岩見沢小学校	1年生	中央児童館(5 東 2)	22-2452
	2年～6年生	利根別児童館(5 東 13)	23-5473
中央小学校	1年～6年生	稲穂児童館(7 西 15)	23-5458
南小学校	1年生	中央児童館(5 東 2)	22-2452
	2年～6年生	春日児童館(総合公園 41)	24-6394
志文小学校	1年～6年生	志文児童館(志文町 205)	25-2868
幌向小学校	1年生	幌向小放課後児童クラブ(幌向南 2-1 幌向小学校内)	080-2878-4547
	2年～6年生	幌向児童館(幌向北 1-2)	26-3775
東小学校	1年生	東小放課後児童クラブ(東町 2-7 東小学校内)	080-2878-8723
	2年～6年生	東・栄児童館(栄町 1)	24-6712
美園小学校	1年生	美園小放課後児童クラブ(美園 5-4 美園小学校内)	090-2695-2636
	2年～6年生	美園児童館(美園 5-7)	24-5087
日の出小学校	1年生	日の出小放課後児童クラブ(かえで町2 日の出小学校内)	080-2873-2249
	2年～6年生	日の出児童館(日の出台 9)	24-1220
第一小学校	1年生	鉄北放課後児童クラブ(北 2 西 5)	25-6066
	2年～6年生	鉄北児童館(北 2 西 5)	24-3884
第二小学校	1年～6年生	上幌向児童館(上幌向北 1-4)	26-1975
北真小学校	1年～6年生	北真児童館(稔町 35)	23-2281
北村小学校	1年～6年生	北村のびのびクラブ(北村中央 4725 北村小学校内)	080-8290-0804
くりさわ学舎	1年～6年生	来夢21こども館(栗沢町南本町 41)	45-2105

## I. 登録利用について

### 1. 対象児童

市内の小学校に在学する1～6年生までの児童で、次の①から③のいずれかの要件に該当する児童

#### ①保護者が労働その他の事業により、昼間不在である家庭の児童

午後の時間帯に4時間以上、各週4日以上労働することを基本とする

(例) 12:00～16:00、13:00～17:00、14:00～18:00 等

※午後の勤務が4時間以上ない場合でも、午前を含めた勤務時間が4時間以上で各週4日以上の勤務がある場合は、学校長期休業期間のみの利用ができます。

#### ②保護者が疾病または看護のため、家庭での適切な保護が受けられない児童

#### ③保護者が妊娠中または出産後間がないため家庭での適切な保護が受けられない児童 産前産後の各8週間を上限とする

ただし、次のいずれかに該当する者は、児童クラブの対象としない

- ・学校保健安全法第19条の規定（感染症の疑い等）により出席停止中の児童
- ・心身が虚弱で保育に耐えられないと認める児童

※その他、児童の安全を考慮し、特別な配慮が必要なお子さんについては、登録に際してご相談させていただく場合があります。

### 2. 保育料 … 無料（延長保育【18時～19時】の利用の場合を除く。）

### 3. 申込み書類の配布と受付

配 布：令和8年2月16日（月）から登録希望のクラブにて

受 付：令和8年2月16日（月）から登録希望のクラブへ提出

1次締切：4月1日から利用を希望される方は、**令和8年3月23日（月）まで**

※1次締切以降も随時受け付けますが、仮登録申請での対応となります。（下記6参照）

※各放課後児童クラブの開設時間内にお越しください。受付の際は、説明や聞き取りがありますので、時間に余裕をもってお越しください。

### 4. 受入期間 令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）までの指定期間

※ただし、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）等を除く

### 5. 申請に必要な書類

利用は登録制で、毎年度、手続きが必要です。また、要件ごとに必要な書類が異なります。  
(必要書類の用紙は各クラブでお渡しします)

要件	必要書類	備考
①保護者が労働その他の事業により、昼間不在である家庭の児童	・登録申込書 ・勤務証明書 (共働き世帯は、両親分必要です)	勤務先で勤務内容等について証明を受けてください。証明（代表者）印の押印が必要です。
②保護者が疾病または看護のため、家庭での適切な保護が受けられない児童	・登録申込書 ・申立書 ・医師の診断書等	疾病・看護の状況について、申立書に記入してください。
③保護者が妊娠中または出産後間がないため家庭での適切な保護が受けられない児童	・登録申込書 ・母子手帳の写し ・勤務証明書（働いている保護者かいる場合は必要です）	出産日（予定日）の確認が必要です。

※ 登録児童が、障がいについての手帳、診断書等をお持ちの場合、写しを添付してください。

#### 《各種用紙について》

- ・放課後児童クラブ登録申込書（様式第1号）…※必須

- ・勤務証明書（様式第2号）…※対象児童の要件①該当者のみ

- ・保護者は住所・氏名・児童名を記入後、勤務先へ提出。
- ・勤務先で勤務内容等について記入、証明（代表者）印の押印必須。
- ・4月1日以降でないと勤務証明書が揃わない場合、それまでの間、仮登録申請による利用を行ってください。

- ・申立書（任意様式でも可）…※特別の事情がある場合のみ

※特別の事情がある場合や要件該当の可否について判断が難しい場合などに放課後児童クラブから提出を求める場合があります。

- ・その他

- ・他の市営放課後児童クラブや民間放課後児童クラブとの重複登録はできません。
- ・1年生に弟妹がいる場合、希望により弟妹と同じクラブに登録することが可能です。

### 6. 仮登録申請による利用について

対象児童の要件に該当することが見込まれ、登録申請書類の提出前に利用を希望する場合、仮登録申請書を提出いただくことで、暫定的に受け入れを行います。受け入れ後、正規の登録手続きがなされない場合や登録要件を満たさない場合、利用停止とさせていただくことがありますのでご留意願います。

利用する場合は、放課後児童クラブに仮登録申請書を提出してください。

## 7. 放課後児童クラブの利用時間

- (1) **平日** ⇒放課後(授業終了後)、学校から直接、放課後児童クラブへ  
利用時間 下校時～午後6時00分(お迎えが必要)
- (2) **土曜日** ⇒昼食を持参し、午前8時30分から放課後児童クラブへ  
利用時間 午前8時30分～午後6時00分(送迎が必要)  
(午前9時から午前10時30分までは自主学習時間)
- (3) **春・夏・冬休みなどの学校長期休業期間**  
⇒昼食を持参し、午前8時30分から放課後児童クラブへ(利用時間等は、土曜日と同じです。)
- ※ 土曜日、学校長期休業期間は、預かり場所が変更となるクラブがあります。  
※ 勤務の都合で午後6時00分までお迎えが間に合わない場合、有料で午後7時00分まで延長利用ができますので、各放課後児童クラブへご相談ください。  
※ 土曜日、学校長期休業期間において、午前8時30分からの利用では、職場の就業時間に間に合わない場合は、おはようキッズ事業が利用できますので各放課後児童クラブへご相談ください。  
※ 放課後児童クラブの活動時間中に、習い事や塾等へ行かれる場合は、保護者等による送迎が必要です。また、保護者以外の方が送迎する場合は届出書の提出が必要となります。

## 8. 休館日

**日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)**

## 9. 繰り上げ下校、臨時休校等の場合

- 放課後児童クラブでは、児童の安全確保や感染症の拡大防止のため、次の対応となります。
- (1) **研究会、学校行事等で授業を繰り上げた場合**  
・直接、放課後児童クラブへ
- (2) **研究会、学校行事等で臨時休校した場合**  
・昼食を持参し、午前8時30分から放課後児童クラブへ  
(午前9時から午前10時30分までは自主学習時間)
- (3) **新型コロナウイルス・インフルエンザ等で臨時休校した場合**  
・学級、学年閉鎖の場合 ⇒ 該当学級、学年の児童は自宅待機  
・学校閉鎖の場合 ⇒ 児童全員自宅待機
- (4) **吹雪等、悪天候で一斉下校、または休校した場合**  
・児童の安全のため、原則、自宅待機とします。(ただし、保護者による送迎と職員の受け入れ態勢が整っていることを条件として受け入れる場合があります。)

## 10. クラブを欠席する場合

児童の安全確認のためにも事前に、必ず保護者の方からクラブへご連絡ください。

## 11. 登録要件を満たさなくなった場合、退会、登録解除について

登録要件を満たさなくなった場合等は、速やかに登録した放課後児童クラブまで登録解除届を提出してください。(用紙は各クラブにあります。)

なお、正当な理由なく児童クラブを1か月以上欠席するような場合、登録を解除させていただく場合がありますので、ご留意ください。

## II. おはようキッズ事業について

土曜日や学校長期休業期間など、放課後児童クラブの開始が午前8時30分からでは、仕事に間に合わないご家庭の登録児童を対象に、地域の方々とふれあい、交流できる早朝の居場所を提供しています。

### 1. 利用時間

午前7時30分から午前8時30分（送迎が必要）

※午前7時30分より前の利用はできません。

### 2. 利用対象

次の①から③のいずれの要件も満たす家庭の児童が対象です。

① お子さんが保護者の就労等の理由により、放課後児童クラブ登録児童であること。

② 父母の両方またはそれに代わる保護者が、就労開始時間に間に合わない家庭。

③ 祖父母や親族、知人の方により、お子さんを送り届ける協力が得られない家庭。

### 3. 利用料 … 無 料

### 4. 申込方法

次の必要書類を利用先の放課後児童クラブへ提出してください。勤務開始時間や勤務場所等を審査のうえ、許可または不許可の旨、通知書によりお知らせいたします。

#### (1) おはようキッズ事業利用申請書

※利用する児童1人につき、1枚提出してください。

#### (2) 勤務証明書（放課後児童クラブ登録関係書類）

※クラブ登録時に提出済みの方は不要です。

### 5. 利用開始日

令和8年4月1日（水）から

※利用可能な日は、土曜日のほか、春休み、夏休み、冬休み、振替休業日（運動会・学芸会・卒業式）、教育講演会（9月中旬）、開校記念日などです。

※児童館等で合同保育日としている放課後児童クラブがありますので、ご利用の放課後児童クラブでご確認ください。

### 6. 留意事項

- ・本事業は放課後児童クラブ職員による保育事業にはあたらないことから、各ご家庭で傷害保険等に加入いただきますようお願いします。
- ・当事業の利用に関する欠席の連絡は、不要です。
- ・午前8時30分以前の電話対応はできません。
- ・天候不良や災害等により、開所できない場合がありますので、ご了承願います。
- ・服薬等の重要な連絡事項は、必ず「れんらくちょう」に記入してください。
- ・利用時間中に、お子さんが体調不良等の場合、お迎えの連絡をする場合があります。
- ・可能な限りご家庭で過ごす時間を多くとっていただき、就労開始時間に合わせた利用をお願いします。

### III. 延長利用について

保護者の就労等の事情により、午後6時以降も適切に保育できない場合、登録児童を対象に有料で午後7時00分まで延長保育を利用することができます。

また、延長利用の時間帯に補食としておやつの提供を行っています。

#### 1. 対象児童

保護者の就労等の事情により、保護者のお迎えが午後6時までに間に合わない放課後児童クラブの登録児童

#### 2. 放課後児童クラブ運営負担金（利用料）

児童1人につき月額2,500円（おやつ代を含む運営費として設定）

※ただし、生計同一世帯から2人以上利用する児童がいる場合、2人目以降の負担金は、登録する児童1人につき月額1,250円とします。

##### （1）負担金について

- ・月の途中から利用を開始または中止した場合であっても上記の金額となり、日割計算や月の中途中で利用を中止した場合における還付は行っていません。また、災害時やインフルエンザ等による学校閉鎖など、放課後児童クラブが開所できない場合における還付も行いません。
- ・利用申込すると、実際の利用の有無に問わらず、中止の手続きを行わない限り、その間負担金が発生します。午後6時までのお迎えが可能となり、明らかに利用しない月がある場合などは、ご面倒でも一度利用を中止する手続きを前月までに行っていただくことをおすすめします。

##### （2）負担金の支払方法

- ・支払いは納付書による方法のみとなっています。口座振替はご利用できません。
- ・納付書が届きましたら、各月に設けられている納期限までにお支払いください。
- ・納付書は、上期（4月～8月分）と下期（9月から3月分）の2回に分かれて発行されます。年度の途中から利用開始した場合、利用月分から当年8月または翌年3月までの納付書が発行されます。月ごとの納付、利用前の分をまとめて納付のどちらでも可能です。
- ・利用前にまとめて納付した場合であって、納付済みの期間の途中で利用中止の届出をされた場合、中止された月の翌月以降の負担金は還付されます。
- ・支払いは納付書裏面に記載の金融機関窓口でお支払いただけます。コンビニエンスストアや利用先の放課後児童クラブ窓口でのお支払いはできません。
- ・利用開始される時期によって、業務の都合上、納期限を過ぎてから納付書が届くことがあります、納期限を過ぎていてもお支払いいただけます。

##### （3）負担金の減免制度

次の①から④のいずれかに該当する場合は、負担金の減免を受けられる場合がありますので、詳細等をクラブにご確認ください。

- ① 前年度分の市民税非課税世帯
- ② 就学援助の認定を受けている世帯
- ③ 非婚のひとり親家庭であって、地方税法に規定されている寡婦（夫）控除のみなし適用により、市民税非課税相当と認められる世帯
- ④ 生活保護受給世帯

### 3. 提出書類

利用は登録制で、毎年度、手続きが必要となります。

提出書類	登録と同時に申請する場合	登録児童が年度の途中から利用する場合	利用を中止する場合
放課後児童クラブ登録申込書	<input checked="" type="radio"/> (対象欄に○印)	-	-
放課後児童クラブ登録内容変更届	-	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/> (変更前と変更後の時間、中止する月日を記入し届出)
おやつの提供に関する同意書	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	-
食物アレルギーに関する調査書	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	-

※放課後児童クラブの登録自体を解除した場合は、延長保育の利用についても同時に解除となり、放課後児童クラブ登録内容変更届の提出は必要ありません。

### 4. おやつの提供について

昼食から夕食までの間の空腹を満たすため、おやつを提供します。提供されるおやつの種類は、食物アレルギーに関する調査書に記載されていますので、ご確認ください。

～食物アレルギーに関する調査書の記入方法～

- ①食物アレルギーの有無に関わらず、問1および問2の両方に回答してください。
- ②問1では、お子様の食物アレルギーの有無、種類や症状、対処方法を記入してください。
- ③問2では、提供可否を「○」「×」で回答し、空欄としないでください。

※必要に応じ、医師の診断書（任意様式）の添付や常備薬等の持参をお願いします。

＜提供にあたっての留意点＞

- ・食物の衛生管理の観点から、おやつの持ち帰りは認めていません。また、欠席等により提供されなかつたおやつについても、後日、お渡しすることはできません。
- ・おやつの種類や量、家庭の方針に基づいた要望などには原則応じられません。
- ・食物アレルギーがある場合は、職員への相談、情報提供をお願いします。

### 5. 利用の際の留意点

- ・午後7時以降の延長はできませんので、必ず午後7時までに保護者等によるお迎えをお願いします。
- ・午後7時まで保育利用できますが、ご家庭で過ごす時間を多くとっていただくため、可能な限り早めのお迎えをお願いします。
- ・延長を「利用する」「利用しない」のクラブへの連絡は基本的に必要ありませんが、各家庭においてお子さんへ伝えていないのであれば、不安軽減等のため、連絡していただいても構いません。

## IV. 利用の仕方

### 1. クラブに来るとき、帰宅するとき

#### (1) 学校がある平日

【行き】 学校から直接徒歩で来てください。

【帰り】 保護者等によるお迎えが必要です。

#### (2) 学校がお休みの日（土曜日、春・夏・冬休み等）

【行き】 保護者等による送りが必要です。

【帰り】 保護者等によるお迎えが必要です。

※通常の利用は午後6時00分まで、延長利用は午後7時00分までに必ずお迎えに来てください。

### 2. お休みするとき

- ・クラブをお休みする際は、必ず保護者の方からクラブへ連絡してください。
- ・事前に休む日が分かっている場合は、れんらくちょう等でお知らせください。
- ・夏休み等学校長期休業期間は、事前に来館予定表をお渡ししますので、そちらに記入してください。

### 3. れんらくちょうについて

- ・クラブを利用する際は、必ず持参してください。
- ・れんらくちょうには、クラブからの連絡事項等を記入することができます。また、保護者の方からの連絡事項がある際もご活用ください。

### 4. 持ち物について

- ・持ち物には、全て名前を記入してください。
- ・学校での持ち物以外の物は、持ち込みできません。
- ・給食のない日や土曜日、学校長期休業期間等は、各自でお弁当、水筒（水・お茶）を持参してください。
- ・遊戯室での運動遊びの際は、上靴を使用しますので、準備をお願いします。
- ・衣服が汚れてしまう場合に備え、着替え（靴下、下着、ズボン、上着等）をクラブに置いておくようお願いします。着替え、着替えを入れる袋には、必ず名前を記入してください。また、汚れた衣服を入れるビニール袋の準備もお願いします。

### 5. 緊急時の連絡・対応

- ・来館後に発熱やケガをした場合、お迎えのお願いをする場合があります。
- ・緊急を要する状態の場合は、指導員の判断により、医療機関を受診することができますので、あらかじめご了承ください。
- ・届出している緊急時連絡先が変更となった場合は、速やかにクラブに届出してください。

### 6. 学級・学年・学校閉鎖の対応

- ・インフルエンザ等で学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖となった場合、感染症の広がりを防ぐため、閉鎖期間にある対象の児童はクラブを利用することができません。

## V. その他

- ・勤務先や住所などに変更があった場合は、新しい勤務証明書や変更届の提出が必要です。
- ・登録期間中に利用要件を満たさなくなった場合は、利用できませんので、登録解除等の手続きをしてください。
- ・クラブの施設や備品等を故意に破損した場合は、修繕にかかる実費を保護者に負担いただく場合があります。
- ・クラブは集団生活の場です。安全教育や健康管理、生活上での規律など、基本的な生活習慣を身につけるようご家庭でも指導をお願いします。
- ・ご不明な点、お困りのことがあれば、ご利用のクラブまたは学校教育係にご相談ください。

各種申請書は、市子育てポータルサイトからもダウンロードができます。



(市子育てポータルサイト：<https://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp/kosodate/mokutekibetsu/azuke/13646.html>)

〒068-0024 岩見沢市4条西3丁目1番地 あえーる岩見沢4階  
岩見沢市教育委員会 学校教育課 学校教育係 TEL 0126-35-5170